

所得が高いほど税率が上がつていいことを累進課税という。所得の高い人により多くの税金を負担してもうことで所得格差を緩和させようという狙いがある。実際、国税ペースで見て、課税所得300万円の人には10%の所得税がかかるが、課税所得4千万を超える人には45%の所得税がかかる。これは国税の税率だが、これに10%の地方税が加わると考えてよい。

こうした数字を見ると、累進課税制度が機能していくと所得の格差は税率によって是正されているよう見えます。しかし、これは課税所得5千万円ぐらいまでの人の話で、それよりも所得の多い人はそれほど税金を払っていない人が多いようだ。10年近く前の数字だが、年間の所得が1億円を超えるあたりから課税負担率（所得の中で税金に払う割合）は減少に転じ、年収50億円の人は13%程度

東京大名誉教授（国際経済学）

伊藤 元重

度の税金しか払っていないという試算もある。

なぜこのようなことが起きているのか。それは、所得には累進課税がかかる給与所得と、分離課税の対象となる金融所得があるからだ。金融所得とは株式の配当や債券の利子、そして株式売却による利益などが含まれる。これらの所得は給与所得と分かれている。

岸田総理は就任前後に、この税の格差の問題に手をつけるというような発言をした。これに対して金融界

い。富裕層ほど金融所得の割合が多い。結果的に税負担が軽くなっているということは、どこの国でも見られる。そして富裕層の税負担が低いことに対する批判の声が上がっている。

## つまずいた金融所得増税

離され、現在は国と地方を合わせて20%のフラットな税となっている。つまり金融所得が1億円だろうが100億円だろうが、税率は同じで、わずか20%の税金しか払っていないということだ。所得が高い人ほど、所得に占める金融所得の割合が多くなるので、結果的に税負担も軽くなる。富裕層ほど税金の負担が軽くなる

などが猛反発した。株式の配当や預金の金利への税金が分離課税で低率であるからこそ金融市場は健全に機能している。その税率を上げることには、富裕層のみならず多くの国民に負担をかけることになる、という批判だ。金融所得に高い税率をかけると、金融市場の機能が大幅に低下してしまうのだ。

こうした批判もあって、金融所得

への税率を引き上げるという議論は聞かれなくなつた。確かに金融所得の税率を上げるという手法には無理がある。しかし、1億円を超えると、所得が高いほど税率が低くなるというのは、どう考えてもフェアではない。そこで金融所得の税率には手をつけないで、富裕層だけ特別に富裕税のようなものを課すのはどうかという議論が出ている。日本で1億円以上の所得を稼いでいるのは、約2万3千人、人口割合にしたら0・037%、つまり2725人に1人しかない。それだけ限られた人であれば、別途富裕税をかけることは可能だ。格差は正にも有効だろう。ただ、そうした税制を導入すると、富裕層の海外への逃避を促すことになるかもしれない。いずれにしても、裕層の海外への逃避を促すことになるかも知れない。いずれにしても、格差は正のための税制は重要な課題だが、簡単に解決することはできないようだ。